

---

「福来たネット」規程

第1.0版

平成28年7月

一般社団法人 福島市医師会

---

改定履歴

版数	日付	内容
第1.0版	平成28年07月01日	新規制定

## 目次

第1章	総則 .....	1
第2章	「福来たネット」の利用.....	3
第3章	利用者ID、パスワードなど .....	5
第4章	会費 .....	5
第5章	機能の削除 .....	5
第6章	協議会.....	6
第7章	会計 .....	6
第8章	事務局.....	6
第9章	責任分解点について .....	6
第10章	その他.....	7

---

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福島市医師会「以下「医師会」という。」が設置・運営する「福来たネット」(以下「本ネットワーク」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (「福来たネット」の目的)

第2条 本ネットワークは、福島地域における医療・介護等の情報をICT (Information and Communication Technology) により共有し、多職種連携のもと地域全体の医療・介護等の質の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次のシステムを構築する。

#### (1) 在宅連携機能

第6条に定める参加者の入退院時及び日々の療養等の情報を多職種で共有し、切れ目のない在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるような連携体制が構築できるシステム

#### (2) 地域連携パス機能

治療した病院とかかりつけの病院や診療所が協力して専門的な医療と総合的な診療をバランスよく提供されるような共同診療体制が構築できるシステム

1. 心筋梗塞パス
2. 脳卒中パス
3. 大腿骨頸部骨折パス

#### (3) 住民健康管理機能

#### (4) その他

### (事業)

第3条 医師会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療等の情報共有化の推進
- (2) 医療連携パスの電子ネットワーク化の推進
- (3) 在宅における多職種連携の電子ネットワーク化の推進
- (4) 住民健康情報の電子ネットワーク化の推進
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

### (管理責任者)

第4条 本ネットワークに、次に掲げる責任者を置く。

- (1) 統括責任者 1名
- (2) 副統括責任者 1名

2 統括責任者は、福島市医師会会長(以下「医師会長」という。)とする。

3 副統括責任者は、医師会長が指名する。

(管理責任者の業務)

第5条 統括責任者は、本ネットワークの運用全般を総括する。

- 2 副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者に事故があるときはその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

(参加者)

第6条 参加者とは、本ネットワークの目的に同意し、予め定められた様式にて医師会長に申請し、参加証を交付され、登録が完了した者とする。

(利用施設)

第7条 利用施設とは、本ネットワークを利用するにあたり、予め定められた様式にて医師会長に申請し、利用の許諾を受け、登録が完了した次の施設とする。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 歯科診療所
- (4) 薬局
- (5) 訪問看護ステーション
- (6) 居宅介護支援事業所
- (7) 地域包括支援センター
- (8) その他、福島市医師会理事会（以下「理事会」という。）が認めた施設

(利用施設の管理責務)

第8条 本ネットワークに参加する利用施設の長は、その管理責任を負うものとする。または、利用にあたっては施設内のシステム担当管理者（以下「担当管理者」という。）を配置し、安全かつ適切な管理・運用に努めなければならない。

- 2 利用施設の長は、利用者に対し本ネットワークの安全かつ適切な利用のための教育と個人情報等の取扱いの遵守について、指導・監督を行わなければならない。
- 3 利用施設の長は、本ネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。また、WinnyやShare等のファイル共有ソフトを使用してはならない。

(利用者)

第9条 利用者とは、第7条に定める利用施設に所属し、予め定められた様式にて医師会長に申請し、利用者識別番号（以下「利用者ID」という。）及びパスワードが付与され、登録が完了した次の者とする。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 保健師
- (5) 看護師

- (6) 助産師
- (7) 作業療法士
- (8) 理学療法士
- (9) 言語聴覚士
- (10) 臨床検査技師
- (11) 診療放射線技師
- (12) 社会福祉士
- (13) 介護支援専門員
- (14) 介護職
- (15) 事務職
- (16) その他、理事会が認めた者

(利用者の責務)

第10条 利用者が本ネットワークを利用する際は、本規程のほか、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護条例およびその他の法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、本規程第2条に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、本ネットワークを通じて入手した健康情報を第三者へ提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、利用者ID及びパスワード(以下「利用者ID等」という。)を、利用施設の職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。

## 第2章 「福来たネット」の利用

(端末の申請、廃止)

第11条 利用施設は、本ネットワークに利用する端末を、予め定められた様式にて医師会長へ申請し、利用許可を得るものとする。

- 2 利用施設は、予め定められた様式にて1か月前までに医師会長に届け出ることにより、端末の登録を廃止できるものとする。

(参加者の同意の撤回)

第12条 参加者は、予め定められた様式にて医師会長に届け出ることにより、いつでも同意の撤回ができるものとする。

(利用施設の情報変更、廃止)

第13条 利用施設は、施設情報に変更が生じた場合は、予め定められた様式にて医師会長に届出るものとする。

- 2 利用施設は、予め定められた様式にて6か月前までに医師会長に届け出ることにより、利用施設の登録を廃止できるものとする。

(利用施設資格喪失)

第14条 利用施設が次に掲げる事由に該当した場合は、利用する資格を失うものとする。

- (1) 登録を廃止したとき
- (2) 施設が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 資格を取り消されたとき
- (5) その他、理事会が認めたとき

(利用者の廃止)

第15条 利用施設は、予め定められた様式にて医師会長に届け出ることにより、いつでも利用者の登録を廃止できるものとする。

(利用者資格喪失)

第16条 利用施設が第14条の定めにより利用する資格を失った場合は、その利用施設に所属する利用者は、利用する資格を失うものとする。

(プライバシー保護対策)

第17条 利用施設は、プライバシー保護対策のため、システムに接続できる端末で盗難の恐れがある端末（ノートPC等）は、盗難防止に努めること。

- 2 離席時など特定の時間使用しない場合において、覗き込みや成りすましによる使用を防ぐため、パスワード付きスクリーンロックまたは、自動ログオフ機能を設定すること。
- 3 外部に持ちだして使用する端末においては、盗難および紛失に充分注意した上で、端末に対して起動パスワードを設定すること。ただし、設定するにあたっては推定しやすいパスワードは避けること。
- 4 万が一端末の盗難又は紛失した場合は、その旨を速やかに医師会長に報告すること。

(利用形態)

第18条 利用者は、ソフトVPNを備えた専用端末を用いネットワークにアクセスを行い、情報発信・受信等を行うものとする。

- 2 利用施設のソフトVPNの端末認証は、機器ごとの認証となるため原則として異なる機器で使用してはならない。

(利用時間)

第19条 本ネットワークは、365日常時利用可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対し、本ネットワーク上で事前に通知をしたうえで運用を停止する。不定期に必要な保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する場合がある。

- 2 本ネットワークの申請等の手続きは、平日の午前9時から午後5時までの対応とする。

(機能等の変更等)

第20条 本ネットワークは、医師会が必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、利用施設及び利用者（以下「利用施設等」という。）に変更した旨を周知するものとする。

(サービスの一時停止)

第21条 医師会は、次のいずれかが起こった場合は、利用施設等に事前に通知することなく、一時的に本ネットワークのサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要があるとき
- (2) 停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなったとき
- (3) 災害又は不慮の事故により運用が不可能になったとき
- (4) 運用面又は技術面の問題により、一時的な停止が必要となったとき

2 第1項により利用施設等に損害が発生した場合は、医師会はいかなる責任も負わないものとする。

### 第3章 利用者ID、パスワードなど

(利用者ID等の利用者)

第22条 利用者ID等を利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(利用者ID等の管理)

第23条 利用者は、利用者ID等を適切に管理するとともに、当該利用者ID等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 パスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、利用者IDを無効とする。
- 3 前項により、利用者IDが無効となった場合は、別に定める手順で利用再開を行うものとする。
- 4 利用施設の長は、利用者が退職などの理由により、本規程の利用者に該当しなくなった場合、その管理責任をもって速やかに利用者ID等の取り消しを医師会長に申請しなければならない。
- 5 利用者は、利用者ID等の紛失または盗難等、外部へ漏えいした恐れがある場合、速やかに利用施設の長並びに医師会長へ届けなければならない。

### 第4章 会費

(会費)

第24条 利用施設は、本ネットワークの運営・維持をするために会費を納付しなければならない。

- 2 会費の詳細は、別に定める会費規程によるものとする。

### 第5章 機能の削除

(通信内容の削除)

第25条 通信内容について次の各号に該当する場合は、内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき



- (2) 記載期限を経過した情報があるとき
- (3) 法令等の各条項に違反したとき

(利用資格等の取り消し)

第26条 利用施設等が次の事項のいずれかに該当したときは、利用資格を取り消すものとする。

- (1) 本規程の利用施設等に該当しなくなったとき
- (2) 本規程やその他の規程、法令等の各条項に違反したとき
- (3) 本ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められないとき
- (4) 医師会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (5) その他、登録を抹消すべき正当な事由があるとき

## 第6章 協議会

(協議会)

第27条 本ネットワークを幅広い観点から検討するため、福来たネット協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の詳細は、別に定める協議会規程によるものとする。

(ワーキンググループ)

第28条 医師会長が特に必要と認める場合は、協議会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

## 第7章 会計

(事業年度)

第29条 本ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

(事務局)

第30条 この規程に定める事務手続き等においては、福島市医師会事務局（以下「事務局」という。）においてその業務を行うものとする。

## 第9章 責任分解点について

(責任分解点)

第31条 利用施設の長は、本ネットワークの適切な運用を図るため、それぞれの管理対象について事故が生じないよう責任を持つものとする。

- (1) ハードウェアにおける責任範囲は、次に掲げるものとする。

1. 利用施設
    - ① ネットワーク接続用機器（院内パソコン・サーバ等の設備）
  2. サービス提供者
    - ① データセンター内ネットワーク接続機器
    - ② ネットワークサービス用ハードウェア
- (2) ソフトウェアにおける責任範囲は、次に掲げるものとする。
1. 利用施設
    - ① 閲覧を行うための機器のOS、Internet Explorer、ウイルス対策ソフト、officeなどのソフトウェア
  2. サービス提供者
    - ① ネットワークサービスにおけるアプリケーション (HumanBridge サービス)
- (3) データにおける責任範囲は、次に掲げるものとする。
1. 利用施設
    - ① 本ネットワーク利用で入手したデータ（添付ファイル・エクセルデータ等）
  2. サービス提供者
    - ① データセンターで格納するデータ
- (4) ネットワーク環境における責任範囲は、次に掲げるものとする。
1. 利用施設
    - ① 院内側ネットワーク
  2. サービス提供者
    - ① 利用施設向けVPN 接続サービス (FENICS II ユニバーサルコネクト)

## 第10章 その他

(監査)

第32条 会長は、本ネットワークが適切に行われているかを定期的に監査し、問題があれば直ちに必要な措置を講じなければならない。

(掲載情報の取り扱い)

第33条 医師会は、必要と認めた場合、ネットワーク上に掲載された著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができるものとする。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。ただし、本規程の内容に改定がある場合は、利用施設等に対し変更した旨を周知するものとする。

(その他必要事項)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。